

華誠の法務ニュースレター

2026年6月 第53号

華誠の動向

Benchmark Litigation 2026年度中国ランキングにおいて、華誠が再びランクイン

2026年度「IAM Patent 1000」ランキングに華誠が再び入選

華誠、『商法』（China Business Law Journal）のAI・IT・通信分野における年間優秀法律事務所賞を受賞

ALB China 知的財産権業務ランキングに10年連続で入選

法律の動向

『対外投資に関する規定』が7月1日より施行

サイバーセキュリティ及びデータコンプライアンス

『インターネット評価活動規範』の発表、レビュー内容に対する規制が厳格化

『公安機関の電子データ証拠収集規則（意見公募稿）』の発表

競争と独占

『中国独占禁止法執行年次報告（2025）』の発表

知的財産権

『2025年中国知的財産権保護状況』白書の発表

『特許紛争の行政裁決および調停事件処理ガイドライン（公開意見公募稿）』の発表
最高人民法院が知的財産権の懲罰的損害賠償に関する新規定を施行

華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は400名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの榮譽を獲得しました。

華誠法律事務所の紹介

華誠法律事務所は1995年に設立され、中国において最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京などの地域にて支所又は分室を設立しております。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の涉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠はChambers and Partners、The Legal 500等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀法律事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市涉外コンサル機構Aクラス資質」、「上海市契約信用A+ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常ファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所：

上海市徐匯区長樂路989号世紀商貿廣場26階
郵便番号：200031
電話：(86-21)5292-1111；(86-21)6350-0777
ファックス：(86-21)5292-1001；(86-21)6272-6366
E-mail: mail@watsonband.com;
mailip@watsonband.com

北京事務所：

北京市東城区朝陽門北大街8号富華ビルDブロック5C
郵便番号：100027
電話：(86-10)66256025
ファックス：(86-10)66256025-800
E-mail: beijing@watsonband.com
mailip@watsonband.com

ハルビン事務所：

ハルビン市道里区西八道街37号馬迪尔ビル18階A2室
郵便番号：150010
電話：(+86)13936251391
E-mail: harbin@watsonband.com

甘肅事務所：

甘肅省蘭州市雁南路279号208室
郵便番号：730000
E-mail: gansu@watsonband.com

煙台事務所：

山東省煙台市芝罘区通世南路東和科技园B3-703室 干：
264000
電話：0535-4104160
E-mail: yantai@watsonband.com

広州事務所：

広東省広州市天河区華夏路28号富力盈信ビル15階1507番室
電話：020-85647039
E-mail: xuefeng.xie@watson-band.com.cn

鄭州事務所：

鄭州市鄭東新区金水東路楷林IFC、A座12B階
電話：0371-86569881

蘇州事務所：

蘇州市姑蘇区広濟南路369号蘇州華貿センター1301室です
電話：0512-68431110

成都事務所：

成都市高新区区天府二街269号27棟20階2001号
電話：+86-13398190635

昆明事務所：

雲南省昆明市盤龍区恒隆廣場オフィスビル30階3007号室
電話：+86-0871-63131786



今期の内容

華誠の動向

Benchmark Litigation 2026 年度中国ランキングにおいて、華誠が再びランクイン	4
2026 年度「IAM Patent 1000」ランキングに華誠が再び入選	4
華誠、『商法』（China Business Law Journal）の AI・IT・通信分野における年間優秀法律事務所賞を受賞	4
ALB China 知的財産権業務ランキングに 10 年連続で入選	4

法律の動向

『対外投資に関する規定』が 7 月 1 日より施行	5
---------------------------	---

サイバーセキュリティ及びデータコンプライアンス

『インターネット評価活動規範』の発表、レビュー内容に対する規制が厳格化	6
『公安機関の電子データ証拠収集規則（意見公募稿）』の発表	6

競争と独占

『中国独占禁止法執行年次報告（2025）』の発表	7
--------------------------	---

知的財産権

『2025 年中国知的財産権保護状況』白書の発表	8
『特許紛争の行政裁決および調停事件処理ガイドライン（公開意見公募稿）』の発表	8
最高人民法院が知的財産権の懲罰的損害賠償に関する新規定を施行	9

法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な情況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

Benchmark Litigation 2026 年度中国ランキングにおいて、華誠が再びランクイン

2026年6月3日、Benchmark Litigationは2026年度の中国ランキングを発表した。華誠はその知的財産権紛争解決業務の強みを活かし、「上海：知的財産権」分野のTier 2（第2層）に再び入選された。当事務所の管理委員会事務局長でありシニアパートナーの劉一舟（Liu Yizhou）弁護士は、引き続き「紛争解決のスター（Dispute Resolution Star）」に選出されている。これに先立ち、華誠は2026年度のアジア太平洋地域紛争解決ランキングの知的財産権分野にも選出されており、その専門的な実力が市場から継続的に高く評価されていることを示している。

2026 年度「IAM Patent 1000」ランキングに華誠が再び入選

国際的な知的財産専門メディアであるIAMが、「IAM Patent 1000 2026年度版ランキング」を発表した。華誠は「特許訴訟」および「特許出願（プロセキューション）」の両分野において再び選出されている。黄劍国（Huang Jianguo）弁護士、張黎明（Zhang Liming）弁護士、張玥（Zhang Yue）弁護士、肖華（Xiao Hua）博士、徐穎聡（Xu Yingcong）氏が引き続き個人ランキングに選出され、さらに湯国華（Tang Guohua）氏が初めて特許出願分野の個人ランキングに選出され、華誠特許チームの継続的な実績の蓄積を示している。

華誠、『商法』（China Business Law Journal）のAI・IT・通信分野における年間優秀法律事務所賞を受賞

2026年5月28日、『商法』（China Business Law Journal）は、年間優秀法律事務所賞（China Business Law Awards）を発表した。華誠は、人工知能（AI）、情報技術（IT）、および通信分野におけるサービスの経験が評価され、同分野の「優秀法律事務所（Outstanding Law Firm）」を受賞した。近年、華誠はインターネットプラットフォーム、ゲーム企業、AIおよび先進製造企業に対し、知的財産権保護、データコンプライアンス、および紛争解決サービスを継続的に提供している。

ALB China 知的財産権業務ランキングに10年連続で入選

2026年5月20日、ALB（Asian Legal Business）は2026年のChina知的財産権業務ランキングを発表した。華誠は「特許」および「著作権／商標」の両分野で同時にランクインし、2017年以来10年連続で同ランキングに選出されている。華誠は長年にわたり、特許、著作権、商標およびクロスボーダー知的財産権保護の分野に注力し、企業の技術革新とブランド戦略を支援するため、知的財産に関する総合的なリーガルサービスを提供している。

『対外投資に関する規定』が7月1日より施行

国務院は先般、『対外投資に関する規定』を公布し、同規定は2026年7月1日より施行される。この規定は、中国国内の企業、その他の組織、および居住者個人が行う対外投資活動（直接投資および間接投資を含む）に適用され、海外投資活動に対するより包括的な規制フレームワークを構築することを目的としている。

制度内容から見ると、『規定』は、分類・階層化された規制、認可・届出、情報報告、クロスボーダー資金登記、および海外投資の安全審査などの要件をさらに明確化している。投資者が海外投資を実施する際、従来の認可・届出手続きを行うことに加え、技術輸出、データ越境移転、輸出管理、および国家安全審査に関する関連規則にも同時に留意する必要がある。認可や届出を経ない、または審査を回避する行為に対し、『規定』は違法所得の没収、投資額に比例した罰金、および一定期間内の投資制限といった法的結果を設けている。

この『規定』施行後、企業の「海外進出 (Going Global)」プロジェクトに対するコンプライアンス審査は、より前倒しで実施される必要がある。海外でのM&A、海外プラットフォーム会社の設立、または海外資産ストラクチャーの構築を計画している企業は、投資主体、資金経路、取引書類、および投資先の規制要件をできるだけ早く整理すべきである。居住者個人による対外投資に関する具体的な管理規則については、所管官庁によるさらなる明確化が待たれる。（

サイバーセキュリティ及びデータ コンプライアンス

『インターネット評価活動規範』の発表、レビュー内容に対する規制が厳格化

インターネット上の評価（レビュー）活動を規定し、公正な競争秩序を維持するため、関係当局は先般、『インターネット評価活動規範』を発表した。この規範は、商業化されたネットレビューを一般消費者の日常的な体験から区別し、レビューの主体、サンプルの出所、利益相反の開示、および広告表示についてより明確な要件を提示している。

この規範によると、レビューのサンプルは、追跡可能で真正な市場からの出所を有するものでなければなりません。レビュー提供者と商品事業者との間に、スポンサーシップ、委託、贈与などの利益関係が存在する場合、目立つ方法でその旨を明示する必要があります。機能や性能などの専門的なテストに関わる場合は、相応の資格を有する検査機関を利用し、テスト基準を明記しなければならない。内容が個人の体験のみに基づく場合、主観的な感想を客観的な結論として偽装することを避けるため、「個人的な体験に基づくもの」または類似の注意事項を明確に表示すべきである。

また、この規範は「他社製品を不当に貶める比較レビュー（比較対象を貶める比較評）」やステルスマーケティング（変相広告）の問題にも特に注目している。評価・比較の内容は、同種の商品に対して異なる基準を適用してはならず、また、一部の事実のみを切り取って誤解を招く表現を行ったり、事実を捏造したり、他人の営業上の信用または名誉を不当に毀損したりしてはならない。レビュー内容にショッピングリンクや購入ポータルなどの販促手法を付加する場合は、法律に従って広告としての属性を明示する必要がある。セルフメディアアカウント、MCN（マルチチャンネルネットワーク）機関、ブランド側、およびECプラットフォームにとって、レビュー内容の企画、スクリプト、サンプルの取得、投稿時の表示、および商業提携の記録保存は、コンプライアンス管理の重点事項となる。

『公安機関の電子データ証拠収集規則（意見公募稿）』の発表

公安機関は先般、『公安機関の電子データ証拠収集規則（意見公募稿）』を発表し、刑事事件および行政事件における電子データの証拠収集活動に関する統一的な規範を策定することを提案した。同規則が正式に施行された後、2018年版の証拠収集規則はこれに伴い廃止される。

意見公募稿の重要な変更点の一つは、刑事法執行と行政法執行の間で電子データの利用経路をさらに統合した点である。適法に収集された電子データは、手続き上の要件を満たすことを前提に、刑事事件と行政事件の間で転用して使用することができる。個人のプライバシーや営業秘密に関わる可能性のある情報（スマート端末、アカウントパスワード、SMS、電子メールなど）について、意見公募稿は承認、支援、および抽出の手続きを詳細に規定し、証拠収集措置が事件の必要性に見合ったものであるべきと強調している。

データ量が膨大である、抽出が困難である、または直ちに押収することが不適切である状況に対処するため、意見公募稿は電子データの凍結やサンプリング証拠収集といった制度的枠組みを導入している。また、重要情報インフラストラクチャー（CII）に対して押収や凍結などの措置を講じる前に、影響を評価し保護措置を実施することを求めている。関連規定が施行された場合、企業による法執行機関への協力、データ保存、ログ管理ならびに内部調査手続に直接的な影響を及ぼすことが予想される。プラットフォーム事業者、データ集約型企業および重要情報インフラ運営事業者においては、電子データの管理体制および法執行機関への協力体制・対応フローをあらかじめ整備しておくことが望ましい。

『中国独占禁止法執行年次報告（2025）』の発表

国家市場監督管理総局（SAMR）は先般、『中国独占禁止法執行年次報告（2025）』を発表し、2025年度の独占禁止法の執行および制度構築の状況を体系的に総括した。報告書によると、独占禁止法の執行は引き続き、医薬品、プラットフォーム経済、公益事業などの民生および重点業界に焦点を当てており、同時に行政的独占に対するガバナンスを強化している。

執行面において、2025年通年で市場独占事件として立件・処罰されたのは20件であり、罰金および没収金の合計は6億5,300万元に上りであった。事業者集中（M&A等の企業結合）事件の審査終了は706件、競争を排除または制限する行政権限の乱用事件の立件調査は96件であった。医薬品分野は引き続き執行の重点であり、法執行機関は重大で典型的な事件に高い関心を維持しており、独占的合意における個人の責任や組織者の責任を追及し始めている。これは、法執行の責任の連鎖がさらに拡大していることを反映している。

制度構築面では、『公正競争審査条例実施弁法』、『公益事業分野における独占禁止ガイドライン』、『インターネットプラットフォームの独占禁止コンプライアンスガイドライン』などの規則が相次いで発表または施行され、『独占的合意の禁止に関する規定』などの規章も改正された。企業は、執行の重点が単一の処罰から制度化されたコンプライアンス・ガバナンスへと拡大している傾向に留意すべきである。特に、価格政策、チャネル管理、プラットフォームの規則、業界団体の活動、および事業者集中の届出などのプロセスにおいて、記録が残り監査可能な内部コンプライアンス・メカニズムを確立することが重要である。

『2025年中国知的財産権保護状況』白書の発表

国家知識産権局（CNIPA）は先般、『2025年中国知的財産権保護状況』白書を発表した。白書によると、2025年の中国における知的財産権保護に対する社会的満足度は82.81点に上昇し、中国は初めてグローバル・イノベーション・インデックス（GII）のトップ10入りを果たした。これらのデータは、立法、法執行、司法、および渉外的な権利擁護などの面で知的財産権保護が継続的に推進されていることを反映している。

立法面では、新たに改正された『不正競争防止法』が施行され、『商標法』改正草案の初回の審議が完了した。司法および法執行面では、知的財産権侵害に対する損害賠償額の引き上げが継続しており、例えば、植物新品種権侵害事件において懲罰的損害賠償が適用され、5,354万元を超える賠償が命じられた。渉外的保護の面では、関連するメカニズムにより、年間で企業が海外での損失27億5,000万元を回復するのを支援した。

白書に示された動向を踏まえ、企業は主に2つの点に注力すべきである。第一に、特に商標、営業秘密、植物新品種、およびデジタルコンテンツの分野において、権利のポートフォリオ戦略や権利行使のための証拠収集をより精緻に行う必要がある。第二に、渉外紛争への対応が知的財産権管理の重要な要素となっており、海外での出願、監視、証拠保全、および紛争解決のための予算を事前に企業の知的財産権戦略に組み込むべきである。

『特許紛争の行政裁決および調停事件処理ガイドライン（公開意見公募稿）』の発表

関係当局は先般、『特許紛争の行政裁決および調停事件処理ガイドライン（公開意見公募稿）』を発表し、特許侵害紛争の行政裁決および行政調停業務をさらに規範化し、特許紛争処理の質と効率を向上させることを図っている。

意見公募稿は、特許侵害の判定、証拠規則、事件の受理、審理手続き、および裁決文書などの内容について詳細に規定しており、「非侵害確認の諮問意見」手続きを設けている。この手続きは、警告を受けた当事者が特定の条件下において行政機関に対して諮問意見の提示を求めることを許可するものであり、悪意のある警告や権利状態の不明確さが企業の経営にもたらす不確実性を緩和するのに役立つ。

また、意見公募稿は、重大な特許侵害紛争、医薬品特許紛争の早期解決メカニズム（パテントリンク制度）などの事件の処理ルールを特別に規定しており、特許権の帰属、発明者の資格・氏名表示、報奨金・報酬の紛争などの事項に関する調停手続きの取り決めを行っている。中核特許（コア特許）を保有している企業、または特許警告に直面している企業にとって、行政裁決および調停は、訴訟に代わるより効率的な選択肢となり得る。関連手続きを開始する前に、企業は権利の安定性に関する資料、侵害対比（クレームチャート）の意見、販売データ、および損害の説明を事前に準備しておくべきである。

最高人民法院が知的財産権の懲罰的損害賠償に関する新規定を施行

2026年4月20日、最高人民法院は『知的財産権侵害民事紛争事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈』を公布し、同解釈は2026年5月1日より施行されている。この解釈は、「故意」や「重大な情状」の認定、賠償の計算基礎、および倍率の決定などの問題について詳細な規定を設けており、知的財産権の懲罰的損害賠償の適用における一般的な争点に対応している。

『解釈』によると、和解成立後の再度の侵害、侵害行為を業とするなどの状況は、主観的な故意および重大な情状を認定するための重要な要素となる。賠償の計算基礎について、同解釈は営業利益または販売利益を参照して決定できることを明確にし、同時に法定損害賠償額を懲罰的損害賠償の計算基礎としてはならないと規定している。倍率の決定に関して、人民法院は、侵害行為の性質、継続期間、結果、および同一の侵害行為に対して既に執行が完了した行政罰金または刑事罰金などの要因を総合的に考慮することができる。

この解釈は、裁判基準の統一に寄与するものであり、深刻な侵害行為に対する法的コストを引き上げるものでもある。権利者が懲罰的損害賠償を主張する際、侵害の故意、反復的侵害、不当な利益の規模、および損害の結果に関する証拠の構成をより一層重視すべきである。一方、訴えられた企業は、継続的または反復的な侵害によってより高額な賠償責任を負うことを避けるため、侵害の早期警告、商品の削除措置、和解の履行、およびサプライチェーンの審査メカニズムを整備・強化すべきである。